

青森明の星短期大学 公的研究費の不正防止計画

No.	不正の発する要因	不正防止計画
I 責任体制の明確化		
1	公的研究費の運用・管理に関する責任体制の認識が不十分である。	本学の規程において、責任体制及び役割等を明確化するとともに、ホームページで学内外に公表、周知する。
II 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
1	公的研究費の運用・管理に関する使用ルール等の理解が不十分である。	公的研究費について、本学の規程の遵守と配分機関等による使用ルール等の周知徹底を図る。
2	研究に関する行動規範に対する理解が不十分である。	本学の研究に関する行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス教育を実施する。
III 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
1	不正使用防止計画を策定及び実施後に不正事案が発生する。	不正発生の具体的な要因に対する改善策を定期的に検討し、不正防止計画の見直しを図る。
IV 研究費の適切な運営・管理		
1	公的研究費の予算執行が特定時期に偏っている。	当該研究者の研究実施計画に基づき、定期的に予算執行状況をチェックし、研究計画との大幅な乖離や執行の特定時期の偏りが無いように当該研究者へ指導する。
2	研究者と取引業者が必要以上に密接な関係を持つことによって癒着が生じる。	本学との取引実績が多い取引業者に対して、「不正に関与しない旨」の誓約書の提出を求める。また、不正を行った業者に対して、本学の規程に基づき、取引停止等の措置を講じる。
3	研究課題と直接関係のない不明瞭な物品の購入がある。	納品検収で、疑義が生じた物品について、当該研究者に課題研究との関連性及び購入目的等を確認する。
4	出張に関する手続きの不徹底や事実確認が不十分である。	出張に関する手続きについて、本学規程に基づいて、事前の出張伺いと事後の出張報告の提出を研究者へ周知徹底を図る。
5	研究補助者などの非常勤雇用者に対する手続きや勤務実態の把握が不十分である。	非常勤雇用者の勤務状況や実態の確認を徹底し、雇用に関する書類については、事務担当者で保管・管理を徹底する。
V 情報発信・共有化の推進		
1	相談・通報窓口に関する周知が不十分である。	相談窓口や通報窓口について、ホームページで学内外に公表し、周知徹底を図る。
VI モニタリングの在り方		
1	不正が発生するリスクに対してのモニタリングや監査体制が不十分である。	内部監査に加え、実効性のあるモニタリングやリスクアプローチ監査の体制整備の強化を図る。

2017年2月1日 策定